

## 障がい者スポーツ団体振興事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大分県障がい者体育協会会長（以下「会長」という。）は、障がい者スポーツを奨励し、障がいのある方の健康と体力の維持増進を図るとともに社会参加を促進するため、予算の定めるところにより、障がい者スポーツ団体等に対して補助金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助額)

第2条 この補助金の対象となる経費及びその額は次のとおりとする。

- (1) 各障がい者スポーツ競技の県大会の開催に必要な経費 1大会当たり 5万円
- (2) 各障がい者スポーツ競技の九州大会（西日本大会（競技の普及状況等により、九州大会が開催されない障がい者スポーツ競技に係るものに限る。）を含む。以下同じ。）に選手を派遣するために必要な経費 1大会当たり 予算額から（1）の県大会の開催に必要な経費の総額を減じて得た額を前年度の九州大会の派遣選手（前年度に選手を派遣していない競技（前年度の九州大会が、大分県内で開催された競技を含む。）については、補助対象年度の参加予定選手とする。以下同じ。）の総数で除して得た数に、前年度の各競技別の九州大会の派遣選手数を乗じて得た額

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業費所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書抄本
- (4) その他会長が必要と認める書類

### (補助条件)

第4条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 次の要件を満たす事業が実施されること。
  - ア 県段階で組織された団体であって規約に基づき安定した活動が行われていること。
  - イ 基本的に会員の会費により運営が行われていること。
  - ウ 各大会は年1回とする。
  - エ 地域等の障がいのある方が参加しやすいように配慮されていること。
  - オ 補助する県大会は、障がい児・者30人以上又は4チーム以上が参加する大会であること。ただし、全国障害者スポーツ大会正式競技についてはこの限りではない。

- (2) 補助事業の内容、経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に報告し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

2 会長の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（補助金の交付決定の通知）

第5条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第6条 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

（補助金の交付方法）

第7条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第6号様式）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業を行う者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書（第8号様式）
- (2) 補助事業実績書（第9号様式）

(3) 歳入歳出決算（見込）書抄本

(4) その他会長が必要と認める書類（領収書の写し、大会結果）

（補助金の額の確定通知）

第10条 会長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

（書類の提出部数等）

第11条 この要綱の規定により、会長に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に会長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成18年度の予算に係る大分県障害者体育協会障害者スポーツ振興事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月13日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年2月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度の予算に係る大分県障がい者体育協会障がい者スポーツ振興事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度の予算に係る障がい者スポーツ団体振興事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の予算に係る障がい者スポーツ団体振興事業費補助金から適用する。